

Urayasu Women's Plaza News

特集 少子化時代の男女共同参画

次世代育成支援

急速な少子化が進む中、その流れを変えるため、国では様々な取り組みを進めています。その一つとして、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整えるために、国、地方公共団体、事業主が一体となって集中的・計画的に取り組むを行うよう定めています。自治体や、301人以上の労働者を雇用する事業主に対して、具体的な数値目標を盛り込んだ行動計画を作成し実施することが義務付けられました(300人以下の企業は努力義務)。

これまでの「子育てと仕事の両立支援」だけでは不十分であったことから、更に「地域における子

育て支援」、「男性を含めた働き方の見直し」などが求められているのが大きな特徴です。特に、男性に対する育児休業取得の周知、男女が育児休業を取得しやすい環境作り、出生時の父親の休暇取得の促進、短時間勤務制度の実施などが具体的な目標として挙げられています。次世代を担う子どもたちの育成という子育ての意義を理解し、子育てに伴う喜びが実感されるよう、子どもたちを育てる家庭を社会全体で支援することをねらったものです。

地域における子育て支援

浦安市では...

次世代育成支援対策推進法に基づき、浦安市でも、自治体としての行動計画と、一つの事業主として雇用する職員に向けた行動計画の二つを策定しました。その概要を紹介します。

市が進める行動計画

市では、安心して子どもをうみ・育てることができるまち、子どもたちが健やかに成長できるまち、子育てや子どもたちの成長を見守りささえあえるまちづくりを目指して、「浦安市子育て支援総合計画」を策定しました。平成17年4月から平成21年3月までを前期とし、地域での子育て支援サービスの充実、子育てと仕事の両立などの環境づくりの推進など、5つの施策と具体的な数値目標を掲げています。

転入等により子育て世帯が増え、子どもの数が増加している浦安の現状に合わせて、保育園や児童育成クラブの整備、子育て支援センターの整備や増設を進めるほか、子育てしながらも働けるよう、仕事と子育ての両立ができる環境作りを企業に対して求めることも、市の取り組むべき課題としています。

市職員を対象とした行動計画

一つの事業主としての立場から、市では、浦安市職員を対象にした行動計画を策定しました。

男性職員を含め育児休業を取得しやすい環境整備のため、制度の周知徹底を図り、育児休業に関する理解を深めるとともに、職場の意識改革を行い、制度を利用しやすい雰囲気づくりを進めます。また、復帰時には研修を実施するなど、取得後のフォローについても考えています。さらに、ノー残業デーの周知徹底、未就学児のいる職員の深夜勤務や時間外勤務の制限など、仕事と家庭の両立ができるよう具体的な取り組みが盛り込まれています。

市が事業主としての行動計画を積極的に進めていくことは、他の事業主の行動計画推進にもつながり重要です。

家庭から進めよう、男女共同参画

少子化が進むことで人口が減少することが予想されています。このような人口減少社会に対応していくためにも、今、女性の力に期待が寄せられています。男女がともに責任を担うという男女共同参画社会実現のためには、これまでの「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な役割分担にとらわれず、女性の社会参加を一層進め、また男性も家庭責任を担えるように、それぞれのあり方を見直していかなければなりません。今回は、これまで女性の社会参加を阻んできたと考えられる要因と男性の家庭参画について考えてみましょう。

子育ての現状

高度経済成長期以降、日本では、夫婦と子どもで構成される核家族世帯が増加し、家庭内における子育ては、母親が一人で担うことが多くなりました。1960年代には「子どもの成長にとってとりわけ重要な三歳までの時期は、母親の手で育てるべきである」という「三歳児神話」と呼ばれる考え方が育児書で取り上げられたことなどから、「子育ては母親の仕事」という意識が次第に広まってきました。

働く女性が、子育てに専念するため出産を機に仕事を辞めるという生き方を選択するのは、こうした意識に基づくものです。また、出産後も働き続けようとすると、周囲の理解が得られずに苦しんだり、子どもを預けて働くことに自分自身が後ろめたさを感じたりするなど、様々な困難を伴うことになったのです。その一方で、父親は育児から遠ざかっていきました。

これからの子育て

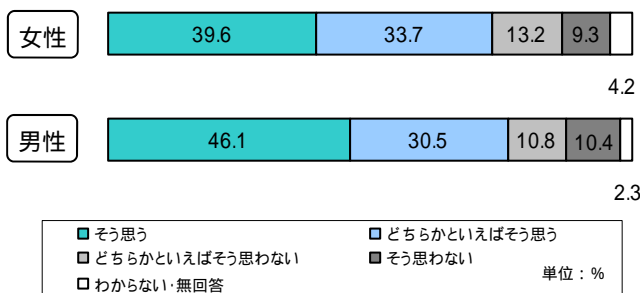
子育てへ関わり方は、社会の変化とともに変わってきています。最近では、育児休業を取るなど育児に積極的に関わった男性たちから、子育ては自分の成長にもつながる有意義な体験であったという感想が聞かれるなど、男性が子育てに関わる利点も認められるようになってきました。

少子高齢化が進む社会に向けて女性の社会参加を進めていくためには、今までのように母親一人が育児に専念するのではなく、男女がともに力を合わせて家庭や社会を築いていけるように変えていかなければなりません。

男女共同参画社会基本法第6条では、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことが必要」とされています。私たちが身近にできることの一つとして、子育ては女性だけの仕事ではなく、男女両性が担うべきものであることを意識し、これまで女性だけが関わることの多かった家庭内の様々な領域に、男性がより積極的に参画していくことが大切であると言えるでしょう。

どう見る？三歳児神話 —浦安市民の状況—

子どもが3歳になるまでは、母親が育児に専念すべき



浦安市民の子育てに対する意識を見てみると、男女ともに約8割の人が「三歳児神話」を肯定しています。子育ては母親がするものという考え方を、男女どちらもまだ根強く持っている状況が伺えます。



浦安市：男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査報告書(平成13年)

男性の家庭参画—理想と現実—

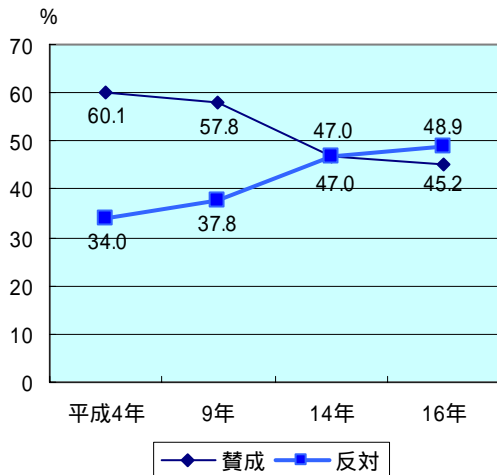
「男性は働いて一家を支え、女性は家庭を守る」という性別に固定的な役割分担意識についてみると、平成16年にはこの考え方に反対する人が賛成する人を上回りました。男女の役割を固定的に捉える人は以前に比べると少なくなり、役割分担意識も変化しています(グラフ左・内閣府「男女共同参画に関する調査」より)。

育児への関わり方では、「父親の子育ての優先度」における希望と現実の差は大きく、育児に関わりたいと思いつながら実行できない父親の姿が浮かび上がってきます(グラフ右・厚生労働省委託調査より)。

このように、意識としてはもっと子育てをしたいという男性が増えているにもかかわらず、実際には、男性の育児参加が進んでいないのはなぜでしょう。その最も大きな要因の一つとして、通勤を含む労働時間の長さが挙げられます。浦安市の意識調査でも、30代男性の通勤時間を合わせた労働時間が11時間14分という実態が明らかになっています。

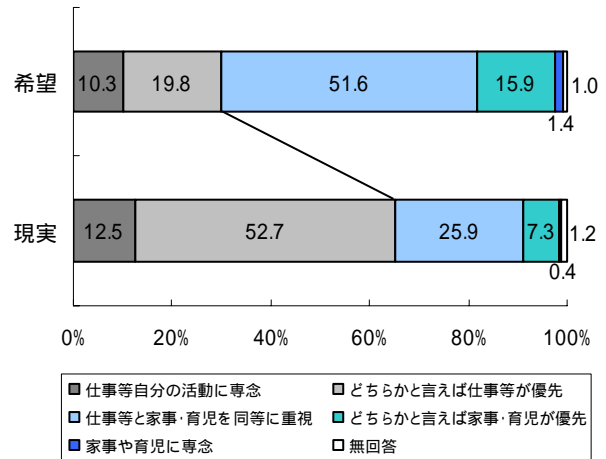
男性の家庭生活への参画を進めていくためには、まずこのような働き方を変えていくことが大きな課題の一つです。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について



内閣府「男女共同参画に関する調査」より作成
「賛成」「反対」の他に「わからない」との回答があるため、合計しても100%にならない

父親の子育ての優先度



厚生労働省委託調査
「子育て支援策等に関する調査研究報告書」(平成15年)より
対象は、未就学児を持つ世帯の父親

◆ 仕事と家庭生活のバランスをとろう ◆

孤立した育児環境の中で、育児不安に悩む女性たちがいます。また、働く女性が増え、全体として男女の家庭に対する意識が変わってきたとはいえ、実際に男性が仕事と家事・育児を両立するのは難しいという現実とのずれは、依然として大きいです。

女性の社会参加をこれまで以上に進めていくためには、男性のより積極的な参画による家庭生活の分かち合いが求められます。そして、男性の生き方にもプラスになる家庭生活への参画を実現するには、これまでのような働き方を社会全体で見直すことが必要です。そのためには、男性は仕事中心という考え方や、家庭生活を重視する男性への社会の評価が低いといった状況を変えていかなければなりません。

男女が共に仕事と家庭を両立させることは、一人ひとりが仕事と家庭生活のバランスが取れた生き方をすることであり、それがすなわち、男女が共に責任を担い、共に利益も分かち合う男女共同参画社会の実現へとつながっていくことでしょう。





Book Guide

ブック・ガイド



仕事もしたい 赤ちゃんもほしい

～ 新聞記者の出産と育児の日記 ～

井上志津著 草思社

新聞社に入って10年、34歳で出産した著者は、働きながら子どもを育てることを選ぶ。育児休業を取ることをいつ会社に話すか、同じ新聞社で働く夫の突然の転勤、初めての子育てに奮闘する姿、職場復帰後の厳しい現実など、出産前から職場復帰するまでの日常における悩みが、飾ることなく率直に、克明に語られています。結婚や子育てを考えている人、今育休中の人に特にお勧め。



オニババ化する女たち

～ 女性の身体性を取り戻す ～

三砂ちづる著 光文社新書

インパクトがあるタイトルですが、リプロダクティブヘルス(女性の健康)を中心とする疫学が専門の著者が、思春期・月経・性・出産という、女性のからだの本質的なことをわかりやすく紹介した本です。

今まで伝えられていなかった、女性の身体性について気づかせられるとともに、女性が自分のからだに向き合うことのできる1冊です。

図書情報

Plaza Information

プラザ・インフォメーション



女性プラザ 新着図書のお知らせ

父親が子育てに出会う時

～「育児」と「育自」の楽しみ再発見

土堤内昭雄著 筒井書房 2004年

共働き子育て入門～集英社新書0201

普光院亜紀著 集英社 2003年

ニート フリーターでもなく失業者でもなく

玄田有史著 幻冬舎 2004年

33歳からのハローワーク アタシ探しゴト探し

島沢優子著 小学館 2004年

DVにさらされる子どもたち

ランディ・バンクロフト/ジェイ・G・シルバーマン著

幾島幸子訳 金剛出版 2004年

虐待とドメスティック・バイオレンスのなかにいる

子どもたちへ

チルドレン・ソサエティ 明石書店 2005年

この他にも、話題の本などを揃えていますので、是非ご利用下さい。



展示解説ボランティアにチャレンジ!

JR田町駅近くにある「女性と仕事の未来館」では、「働く女性のあゆみ展示」を中心に、館内の展示を来館者に解説するボランティアを募集しています。

募集人員:10名程度

応募要件

- ・20歳以上の健康な人(性別問わず)
 - ・開館日の平日(火～金曜日)に活動できること
 - ・面接(11月中旬)、研修(12月～2月に5回)、認定テスト(3月中旬)に出席できること など
- 活動開始は2006年4月から。交通費は実費支給。
応募方法:所定の応募用紙で、郵送かFAX、またはHP(下記)にて。

応募締切 2005年11月1日(火)必着

[詳細・問合せ] 女性と仕事の未来館 / 担当 菅原

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3

TEL 03-5444-4162 FAX 03-5444-4152

HP: <http://www.miraikan.go.jp>



浦安市女性プラザ



困っていること、悩みごとがあったら・・・

「女性のための相談」(予約制)

第1～4月・火・木曜日(10:00～16:00)

(但し、うち3回は14:30～20:00)

「女性のための法律相談」(予約制) 月2回

* 詳細・予約は女性プラザまでお問合せ下さい。

図書の貸出をしています

* 1人1回3冊まで、2週間貸出しています。

ホームページを開設しています

浦安市のホームページ(<http://www.city.urayasu.chiba.jp>)

「市政情報 男女共同参画」をご覧ください。

開所: 月～金 8:30 - 17:00 (土日祝休み)

住所: 浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2F

電話: 047 351 1111 (内線1050)

FAX: 047 353 1145

Mail: urayasu-womensp@jcom.home.ne.jp

編集・発行: 浦安市女性プラザ